

虐待防止に関する指針

介護老人保健施設 大江山園

1. 虐待の防止に関する基本的考え方

当施設では、高齢者を虐待という権利侵害から守り、高齢者の尊厳を保持しながら安定した生活を送ることが出来るよう努める。また、虐待に対する知識を習得し、虐待防止と共に早期発見・早期対応・再発防止に取り組み、職員への周知徹底を図る。

2. 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項

虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、虐待防止検討委員会を設置する。

(1) 構成メンバーは以下の通りとする。

施設長、各棟看護師及び介護士各 1 名、介護支援専門員、支援相談員、理学療法士、事務より構成される。

(2) 身体拘束廃止委員会や関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合は、必要に応じ他の会議と一体的に行うことがある。

(3) 虐待防止検討委員会は、必要な都度招集する。

(4) 委員会の審議事項は以下の通りとする。

- 虐待防止の為の指針の整備
- 虐待防止の為の職員の研修内容について
- 虐待等について、職員の相談・報告が出来る体制づくり
- 業務管理体制の定期的な自主点検、必要に応じた体制の見直し
- 虐待が発生した場合の発生原因の分析及び再発防止策の検討
- 防止策を講じた場合の効果についての評価

3. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する虐待防止の研修内容として、虐待防止に関する基礎的内容等の知識を普及・啓発するものであるとともに、この指針に基づき虐待防止の徹底を図る内容とする。
- (2) この指針に基づく研修は年2回必ず行うとともに、新規職員採用時には必ず虐待防止のための研修を行う。
- (3) 研修の実施内容については、研修資料、出席者等、記録に残すものとする。

4. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待もしくは虐待が疑われる事案を発見した際は、利用者の安全確保を最優先につとめ、各部署責任者及び施設長に報告する。
- (2) 責任者は速やかに事実関係を調査し、「虐待の疑いがある」と判断された時点で、市町村に通報する。
- (3) 事業所は、虐待の実態・経緯・背景等を調査し、速やかに再発防止策を講じる。

5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- (1) 職員が他の職員による利用者への虐待を発見した場合は、各部署責任者に報告する。
- (2) 利用者またはその家族の相談は、苦情相談窓口である支援相談員が担当者となり、相談後は速やかに施設長に報告を行う。
- (3) 事実確認の結果、虐待等が判明した場合は市町村に通報するとともに、当人に対し就業規則に則り必要な措置を講じる。

【通報先 新潟市役所 高齢者支援課 025-226-1290】

※ 各区役所健康福祉課でも可

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者または家族に対し、利用可能な権利擁護事業について説明し、その求めに応じ、市町村・社会福祉協議会等の適切な窓口を案内するなどの支援を行う。

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談について、担当者は寄せられた内容を責任者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払う。

- (3) 対応の流れは「5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとする。
- (4) 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告する。

8. 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は入所者がいつでも閲覧することができるよう掲示しておくものとする。

9. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

関係機関等により提供される虐待防止に関する研修会等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を図るよう研鑽に努める。

令和6年4月1日